

平成20年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年12月12日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成20年12月12日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第75号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
（提案説明）
- 日程第 3 議案第65号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の
議決について
- 日程第 4 議案第66号 平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）の議決について
- 日程第 5 議案第67号 平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第1号）の議決について
- 日程第 6 議案第68号 平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2
号）の議決について
- 日程第 7 議案第69号 平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1
号）の議決について
- 日程第 8 議案第70号 尾鷲市交通安全対策事業基金の設置、管理及び処分
に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定め
る条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第11 議案第73号 尾鷲市道路線の変更について
- 日程第12 議案第75号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
（質疑、委員会付託）
- 日程第13 請願第 6号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意
見書を国に提出を求める請願
（委員会付託）
- 日程第14 一般質問

出席議員（15名）

1番	神保美也	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	三鬼孝之	議員	4番	田中勲	議員
5番	真井紀夫	議員	7番	三鬼和昭	議員
8番	高村泰徳	議員	9番	與谷公孝	議員
10番	端無徹也	議員	11番	濱中佳芳子	議員
12番	北村道生	議員	13番	村田幸隆	議員
14番	濱口文生	議員	15番	中垣克朗	議員
16番	南靖久	議員			

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	川 口 明 則 君
防災危機管理室長	小 倉 宏 之 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木 進 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	北 村 都 志 雄 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	岩 出 育 雄 君
水道部長	川 端 直 之 君
尾鷲総合病院事務長	大 倉 良 繁 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員長	北 澤 雅 臣 君
教 育 長	田 中 稔 昭 君

教育委員会教育総務課長	吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長	三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉	津	勲	哉	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 長	内	山	雅	善
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹	平	專	作

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、13番、村田幸隆議員は所用のため欠席であります。なお、13番、村田幸隆議員は、後刻出席される旨、通告がございました。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、去る12月8日の会議において市長が発言されました市政報告について、お手元に配付の申出書のとおり、一部訂正したい旨の申し出がありましたので、会議規則第65条の規定により、この訂正の申し出を許可することといたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番、濱口文生議員、15番、中垣克朗議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 皆様、おはようございます。

それでは、追加議案として上程させていただきました1議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、今般、出産育児一時金に関する健康保険法施行令等の一部を改正する法律が、平成21年1月1日から施行されることに伴い、本市の尾鷲市国民健康保険条例を一部改正しようとするものであります。この法律の改正点といたしましては、一定の出産に係る事故について補償金の支払いに備えるための仕組みが創設されたことにより、出産費用の増加が見込まれることから、出産育児一時金等の支給額

を見直すこととし、平成21年1月1日以降の出産に対し、現行の出産育児一時金に3万円を加算するものであります。このことから、本市の尾鷲市国民健康保険条例を一部改正し、現行の出産育児一時金35万円に3万円を加算しようとするものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第3、議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から、日程第12、ただいま追加されました議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」までの計10議案を一括議題といたします。

ただいま議題の10議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、16番、南靖久議員。

16番（南靖久議員） おはようございます。私は、議案第71号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正」と、議案第72号「尾鷲市道路線の認定について」の2議案について質疑を行いたいと思います。

今回、改めて提出されました市長の退職金の廃止の条例なんですけども、これは、奥田市長が初議会、6月定例会で給与等の削減とともに提案していただいたけども、残念ながら8対6ということで否決された、いわゆる市長の政治公約に対する市長の思いの議案だと理解をしております。そういった中で、6月の議会を振り返ってみますと、それと同時に教育長の給与の削減と期末手当のものも議案として上げられましたけども、教育長の方が議案が可決されて市長の方が否決されたということで、給与の支給についてねじれ現象が生じておったのが現状で、これについて9月定例会で給与改正ということで、同じレベルに戻したということで理解をしております。

それと同時に、今回改めて市長の選挙公約である退職金制度廃止の条例が上がってきたわけなんですけども、さきの記者会見の席上、市長は、半年たてば405万円の支給が生じてくるので、ぜひともこの退職金条例については、私にもしものことがあればということで、そういった思いで議案上程をされたというように述べられておる経過がございます。確かに市長の進退と申しましょうか、

市長は不整脈の関係上、そういうことも時としてあり得るのかなというような思いがいたしておるところでございます。そういったことで、今回、直接的には議案とは関係ないんですけども、教育長、副市長の退職金について、市長はどのように考えておられるのか、改めて市長の見解をまず1点お聞かせ願いたいと思います。

それと、議案第72号の市道路線の認定についてでございますが、今回、この議案書を見ておりますと21路線が上がってきておりますし、その中で、政治的な配慮によって政策的に市道路線と認めるのが何力所あるのか、それと開発業者等の寄附行為による路線が何本あるのか、改めて説明をしていただきたいのと、市として市道路線を認定するに当たっての基準もお聞かせを願いたいと思います。

それにあわせて、税務課長に1点、基本的なことなんですけども、尾鷲市の課税対象として、現在、宅地造成等に伴う市道認定されていない公衆用道路、それについての課税対象がどのような対象になっておるのかもお聞きしたいと思えます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） それでは、南議員の質疑にお答えしたいと思います。

72号の尾鷲市道路線の認定の件につきましては、後ほど担当課長の方からそれぞれ説明させていただこうと思えますけども、私の方から71号の「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」につきましての質問にお答えしたいと思うんですけども、今、南議員が言われたように、6月議会のときに一度上程させていただきました。そのときには私の説明不足等もありまして、残念ながらお認めいただけなかったということなんですけども、今回、再度上げさせていただきましたのは、南議員のお話の中にもありましたように、この条例を見ますと、6カ月以上たてば1年分の退職金が支給されるということになっておりまして、1年未満の端数は切り捨てなんですけど、ただ、1年未満に限っては1年とみなすという規定になっておりまして、そういう意味で、6カ月以上2年未満の在職期間であれば1年分というふうなことであります。ですから、1期4年で1,620万円ということになっておりますけども、6カ月以上たちますと、事故等で仮にやめたとした場合、4分の1の405万円が支給されるということでありまして、ですから、私も7カ月以上たちましたので、一応支給対象者にはなったかなということでもあります。ですから、そういう意味で、事故があってははいけないんですけども、何があるかわかりませんの

で、そういう意味で、もしものことがあった場合に支払われたということになると、やはり私の公約にも挙げたことですし、私の思いとしては納得がいかない部分がありますので、ぜひこの分につきましては議員の皆様にご理解いただきたいなというふうに思いまして、また再度上げさせていただいたという状況であります。

それで、教育長と副市長の件でございますけども、確かに教育長の就任していただく際、候補として上げさせていただく際には、教育長にもその旨お伝えさせていただいて、ある意味、ご了解をいただいた上で候補として上げさせていただいているわけでございますけども、今後、副市長の件もありますので、教育長、副市長の件につきましては、また議員の皆様とご相談させていただきまして、今後、改めて検討したいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（北村都志雄君） 市道路線の認定でありますけど、尾鷲市の場合は、尾鷲市道路認定基準に基づいて認定を行っております。基準の内容ですけど、まず、幅員が4メートル以上であること、そして道路法第3条に規定する道路に接続している道路であること、さらに原則として道路構造令に定める基準を満たしている道路であること、そして公共施設に接続している場合を除き、袋状の道路でないこと、相当量の交通があること、また見込まれること、当該道路敷地については市に寄附採納される道路であること、それから市長が特に必要があると認めた場合の道路であること、以上のような基準となっております。

それから、議案第72号の認定についてですが、今回の対象路線は21路線あり、そのうち20路線は開発等により築造された道路で、寄附採納申請を受けたものであります。また、その他1路線は、本年7月25日、新しく完成した尾鷲市墓地公園への通用路として、林道鈴ノ谷線の一部240メートルを光ヶ丘墓地公園2号線として認定しようとするものであります。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 固定資産税の評価における地目の認定につきましては、賦課期日である1月1日現在の土地の現況及び利用目的に重点を置いて行うこととなっております。この地目の認定は、固定資産評価基準において現況主義が採用されておりまして、現況の地目で課税されておりまして、通常、土地の地目は土地登記簿上の地目と現況地目は一致しなければなりません。登記は原則として

申請支給であることと等から、土地登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合がございます。そのため、法務局より分筆等の登記の異動の通知を受けた後、現地にて実地調査を行い、土地登記簿上の地目にかかわらず適正な評価を行うため、現況の利用状況等により地目の認定を行っております。

道路用地の非課税の認定につきましては、不特定多数の方の利用に供されている道路については公衆用道路と認定し、非課税措置を講じております。特定個人用道路については、土地登記簿上の地目が公衆用道路であったとしても、公衆用道路とは認定せず課税しております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 16番、南靖久議員。

16番（南靖久議員） それでは、先ほどの三役の退職金について。市長が教育長については就任していただくときに本人の了解を得ておるとのことなんだけど、教育長、副市長については、今後、再度議会とも相談をさせていただくという、奥田市長の割には、かなりわかってきたのかなという私的な思いがするんですけどね。特に、現在も副市長は不在ですよ。ただ、教育長に至っては、もう間もなく市長と同じく半年が経過してくると思うんですね。そういった意味では、市長同様、半年以上過ぎれば退職金の支給対象にされるんですね、現実的に。恐らく教育長も今年中で半年になると思うんですけども、そういった意味では、市長の先ほどの答弁、議会とも再度相談をさせていただくという言葉は僕も信じて、これからこういったことは軽率に行動を起こしていただきたくないんですけどね、退職金の問題は。行動と言葉に対外的にも出してほしくないというのが一番私の思いなんですけども、特に市長の退職金の1,620万円については、私自身、市長の勇気ある決断には敬意を表しております。恐らく29市町で退職金を廃止されておる三重県内の市町はないと理解をしておるんですけど、そういった意味では、いいのか悪いのか、私は判断がしがたいところがあるんですけど、市長の勇気には再度敬意を表したいのが私の本心でございます。

ただ、副市長に至っては、さきの記者会見でも、3月でも任命は考えていないと明確に述べられておりますし、6月議会あたりの選任になるのかなというような思いがするんですけどね。やはりこれについても議会の同意が必要になってくるので、議会と退職金については相談をしていただきたいなと強く要望いたしておるんですけどね。ただ、市民間の中には、副市長選任については、特に今の尾鷲市の現状を考えると、県あたりから現職の課長クラスあたりを尾鷲市の副市長

として迎えていただければ一番いいのじゃないのかなというような巷間の声を私はよく耳にしておりますし、退職金廃止を前面に出しておる現状では、やはり目に見えない退職金制度というのが大きな壁となって、例えば公務員から来ていただく場合は、恐らくこの形のもとでは来にくいのではないのかなというような思いがいたしておりますので、この退職金制度については、私は個人的にはやはり教育長、副市長については支給すべきだと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願いたいと思います。また、あえて市長の改めてその点についての答弁を求めておきたいと思います。

それと、今、建設課長から7項目にわたる市道路線の尾鷲市としての基準をお聞きしました。今回、ほとんどが個人寄附による20路線が認定ということなんですけども、法的なことなので、法令第3条云々、道路構造法云々ということなので、よく理解しがたいんですけども、要するに今回認定しようとしている20路線は、すべてこの尾鷲市の認定基準に基づいているものかないものか、基づいていないところがどういう箇所であったのかということを変更して再度お聞きいたしたいと思います。

それと、税務課長に、今、法的な問題で、るる説明をしていただいたんですけども、要するに今回認定されようとしている公衆道路は非課税と理解してもよろしいんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） それでは、私の方から71号の方の質疑についてお答えしたいと思いますけども、今、南議員が言われましたように、副市長につきましては、まだじっくり今、人選しているという状況でありまして、9月議会のときに出させていただいた候補者の方につきましては、退職金についてはご了解いただいた上で上げさせていただいたんですけど、ただ、今後、確かに言われるように退職金一つの壁となって候補者として上程できないということがあり得ますので、ですから、その辺は慎重に今後また考えていきたいなというふうに思っております。ですから、その辺も含めて、また今後、議員の皆さんともよく相談させていただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（北村都志雄君） 基準に満たしているかどうかということなんですけど、一応は市長が特に認めた場合ということで基準を満たしておると考えておるんですけど、細かいところでいきますと、袋状の道路についてはということで、都市

計画法第32条により、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為または開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者、その他政令で定める者と協議しなければならないとなっており、構造上問題がないとの認識のもと、本市としても許可日から3年かつ区画数が80%以上の土地利用が行われた時点において、所有者から寄附採納の申し出があった場合、現地確認の上、管理上問題がないと判断した場合において受理しております。

そして、2カ所ほど4メートル未満の道路があるんですけど、これは市道と市道を結ぶ道路として住民のために利便性を考えて市道認定として受理しました。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 原則は現況課税であるということで、今度のあれについては課税されていないと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 16番、南議員。

16番（南靖久議員） 再度、市長は議会と相談させていただくということで、そういう謙虚な心はいつまでも持っていたきたいと思います。特に私は、選挙公約とは何かということで、けさ、インターネットで改めて自分の認識も含める意味で調べてみますと、有権者に対して政策本位の判断を促す目的で、候補者が当選後、実行する政策の確約を明確に知らせる意味があるというのが一般的な選挙公約のあれなんですけど、ある程度選挙公約というのは、当然自分が正しいという思いもあるんですけど、ただ、時として市民に不利益を与えるときもあると思うんですね、選挙公約の中では。今回の教育長、副市長なんかも、まさに金額的な云々の問題じゃなしに、そういった公務員から派遣していただく意味においては、ある意味では市民的に不利益をこうむってくる場合もあると思うんですね。そういった意味で、選挙公約で言ったから、おれはこうするんだじゃなしに、全体的な流れの中でこれからも市政全体を判断していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それと、今先ほど建設課長が袋小路の行きどまりの道路、特に市長が必要があると認めた場合はこの限りではないと、尾鷲市の基準はそうなんですけど、実際、私は今回の20路線をざっと議案書を見ても、ほとんどが袋小路の状態なんです。尾鷲市の場合は特に開発する上においても、猫の額みたいな土地の中で通り抜けの開発をしようとするのは当然困難が生じてくると思うんですね。そういった意味では、僕も袋小路の認定についてはいたし方ないのかなというような思

いがしておりますので、今後、特に尾鷲市の場合はこういう地域性がありますので、基準についても、僕は、ある部分はハードルを上げてもいいんですけども、ある意味では土地柄によった国の方じゃなしに尾鷲市独自の基準を設けてもいいのかなというような強い思いがいたしております。

ただ、もう一点聞き忘れたんですけども、特に今回、20路線がなぜ一遍に出てきたのか、もし答えられる範囲であればお答えをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（北村都志雄君） 袋小路に道路につきましては、三重県下の他の市町はどのような状況かというのを調べた結果があるんですけど、その中に、名張市においては、ただし書きで「三重県開発事業指導に関する計画設計の技術基準を満たしている袋状の道路は除く」というふうな文面をつけ加えておるところもあります。そういった考え方に基づいて当市も考慮していきたいと考えております。

それから、一度に21路線もの認定が出てきたということなんですけど、先ほども説明しましたように、3年かつ区画数が80%以上土地利用されているという条件をしておりますので、一律に3年がたったからといって、すぐ認定申請ができるものでなく、80%以上というのがかなり個数的に満たされておるかというのが案件の要素になってきますので、こういうふうな今回のように対象案件が20件出たということは、開発者の事情により取りまとめて申請が行われたという場合があるという認識で考えてもらいたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 次に、12番、北村道生議員。

12番（北村道生議員） 私は2点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず第1点目は、議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、予算説明書74ページから75ページにあります第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、第19節負担金補助及び交付金の中の九鬼中学校休校記念誌作成補助金30万円についてお聞きをいたします。

既に平成21年3月末をもって閉校が決まっている九鬼中学校の記念誌を発行する費用でございますが、これまでも私は各学校の創立100周年記念誌等の発行には携わったことがございますが、それらの編集内容は、学校の沿革や卒業生の記録などを中心にした記念誌になっていたように思います。今回、この九鬼中学校の場合は休校記念誌ということですので、どのような編集内容を考えてお

られるのか、わかる範囲内で結構でございますので、お教えいただきたいと思
います。また、配布につきましては、学校関係だけなのか、また、それとも九鬼や
早田地域の一般世帯などへも配布されるのか、予算計上の根拠もあわせてご説明
をお願いいたしたいと思います。計上されている30万円、少し少ないのではな
いかなという思いもいたしますので、よろしく願いをいたします。

それから、第2点目ですが、予算説明書76ページから77ページにあります
歳出、第9款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費の財源内訳
に353万7,000円の減額が計上されております。これは、18ページか
ら19ページの歳入、第14款県支出金、第2項補助金、第8目教育費県補助
金353万7,000円が減額計上されていることから見ても、6月の第2回定
例会の生活文教常任委員会におきまして指摘されたことを受けての陶芸教室の電
気がま等の移転及び工事費の財源更正がなされたものと容易に理解ができるとこ
ろであります。これは、本定例会の開会日の市長の市政報告の中で示されたよう
に、旧水道部への移転ということだと思いますが、そのこととかかわって、以下
質疑をいたしたいと思います。

まず第1点ですが、以前の議論では尾鷲高校光ヶ丘校舎実習棟などが候補だっ
たこともあります。この実習棟以外にも公共施設の有効利用の視点からいろいろ
い検討されたと思うんですけども、もしありましたら、その検討内容について
お答えを願いたいと思います。

2点目ですが、費用面です。例えば尾鷲高校実習棟と水道部跡などへの設置、
それぞれの費用を対比するとどのようになるのか、ご説明をお願いいたしたいと
思います。

三つ目ですが、耐震対策についてでございますが、耐震対策につきましては、
県からの陶芸教室の建築物への対応などがどうなっているのか、お調べでありま
したらご説明ください。また、子供たちの利用についてはどういうふうに考えて
おられるのか、お願いをいたします。

第4点目ですが、運営についてですが、県下の公設陶芸教室は幾つもあると思
いますが、県下にどれぐらいの施設があり、どのような運営をしているのか、ご
説明をお願いいたしたいと思います。

最後に、この陶芸教室、今後、公民館活動の生涯教育の一環として位置づけて
いくことになるというふうに考えられますが、その場合、利用者に対する施設や
電気がま等の使用料をどのように考えておられるのか、ご説明をお願いいたした

いと思います。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 北村議員の質疑にお答えしたいと思いますが、2点とも教育委員会の方から説明させます。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会学校教育担当調整監（玉津勲哉君） 私の方からは、九鬼中学校の休校記念誌の内容についてお答えさせていただきます。

九鬼中学校の休校記念誌の編集内容につきましては、北村議員のご指摘のとおり、従来の創立100周年記念誌や50周年記念誌の内容と同様、学校の沿革や卒業生の記録などを中心としたものになっております。また、配布範囲につきましては、九鬼、早田地区の全世帯及び教育行政関係者となっております。予算の積算基礎につきましては、1冊1,300円、1,000冊の印刷を予定してまして、総額は130万円となっております。そのうち教育委員会からは尾鷲市教育委員会補助金要綱の休校記念誌作成補助金に基づき算出しました30万円を今回計上させていただきます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三木正尚君） 北村議員の陶芸関連についてお答えをいたします。たしか5点ほどあったと思います。

まず、移転先候補地として、旧水道事務所と光ヶ丘実習棟のほかに野地町の野地乳児園跡地及び北浦の第二保育園跡地などが候補地として挙がりましたが、いずれも老朽化の激しい建物であるという理由から、最終的に水道部の跡地と光ヶ丘校舎実習棟の2カ所に絞られたという形になりました。

次に、先ほどの2カ所の経費の比較ですが、両施設とも基盤整備となる電気及び機械設備が必要でありまして、工事見積書等を検討した結果、光ヶ丘校舎実習棟の方が経費を要するとの結果になりました。

一方、県下の陶芸教室についてご説明いたしますと、県内29市町について調査した結果、回答があった26市町のうち陶芸教室を開催しているのは18市町、かまを所有しているのは15市町、運営方法につきましては、大半が公民館活動として運営をしております。

施設等の使用料につきましては、各市町さまざまであり、大部分が有料ですけ

ども、中には減額措置や無料で運営しているところもあります。これらを参考にして公民館施設としての適正な使用料を設定していきたいというふうに考えております。詳細につきましては、所管の委員会で説明をしていきたいというふうに思っております。

次に、県内の施設の耐震化についてですが、陶芸室は公民館施設に設置されているものが多く、昭和56年以前の旧耐震基準での建物もあります。耐震化、耐震対策されていない建物もあると思われます。

最後に、児童・生徒への利用についてであります。このことについては学校側と協議の上、対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村道生議員。

12番（北村道生議員） ありがとうございます。

休校記念誌の方、予算が大体130万円ぐらいで、そのうちの補助金として30万円、教育委員会の方からということですけど、あとの100万円は中学校、地元負担ということになりますか。PTAか何かの負担ということで。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員、一問一答じゃないので。

12番（北村道生議員） わかりました、ごめんなさい。

それじゃ、次に陶芸教室の方なんですが、経過としてはよくわかりましたが、生涯教育の場として陶芸教室として位置づけられていくということになると思いますが、陶芸サークル等の学習活動が活発になるということは好ましいことだというふうに思っておりますので、ぜひそういう点ではきちっと位置づけて利用できるようお願いしたいと思うんですが、使用料のことが出ましたのでお聞きをいたしますが、以前に中学校の施設を視察いたしましたときに、市内の小学生の卒業記念作品がずらっと並べられておりまして、非常に意義の深い取り組みになっておるなというふうに感心をしたところでございますが、新しくできる施設でもこういった取り組みを考えておられるのかどうか。何か小学校の先生にお聞きいたしますと、耐震ができていないところには、やっぱり児童・生徒を利用させるということはこれから控えたいというようなお考えも持っておられるようにも聞いておりますので、どのような児童・生徒についての利用方法などを考えておられるのか、改めてお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会学校教育担当調整監（玉津勲哉君） 総額 130 万円、教育委員会からは 30 万円の計上ということで、残りの 100 万円についてでございますが、今回、休校記念誌については、作成委員会というのをつくりまして、九鬼中学校の関係者、それで P T A、有識者等が集まって相談してきたと、そんなふうに聞いております。そんな中で、100 万円につきましては P T A の繰越金を休校ということで全額使うということ、また、まちからの寄付金等で賄った結果、100 万円を用意することができた。その結果、九鬼、早田地区の全世帯に配布することができるようになったと、そんなふうになっております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（田中稔昭君） 北村議員のご質問について、お答えをしたいと思います。

特に、子供たちにかかわる陶芸教室の利用についてなんですが、これは議員もご承知のとおり、図工科の教科の中では陶芸は必ずしも必修教材ではないことはご存じだと思います。ただ、従来から尾鷲小学校を中心に卒業記念作品等を陶芸教室を利用して作製してきたという長年の経緯がございますので、そのあたりについては、今後どうするのかという学校の方針もあると思いますので、学校側とその辺を聞き合わせながら相談をしていきたいと考えております。

作陶部分については、耐震診断がされておられませんので、直ちに危ないということではないと思いますが、診断がされていないということで、耐震性はどれだけあるのかということについての不安が当然あると思いますので、そのあたりは作陶部分をどうするのかと。ほかの市町では学校等で作陶して焼くだけかまで焼いているという状況もございますので、その辺のことについては、今後、実情と学校のご意見を聞きながら具体的には検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

11 番、濱中佳芳子議員。

11 番（濱中佳芳子議員） 通告をしておりませんので、わかる範囲で結構ですのでよろしく願いいたします。

議案第 65 号「平成 20 年尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、19 節負担金補助及び

交付金の中で、幼稚園管理経費の中の幼児学級補助金についてお伺いいたします。

説明書によりますと、三木里幼児学級の補助金というふうに25万3,000円になっておりますが、これの増額についての説明をまずお願いしたいと思います。それと、今後、三木里幼児学級については、どれぐらい継続していくかの予定がわかっているのであれば、そのあたりをお伺いしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 濱中議員の質疑につきましても、教育委員会の方から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） それでは、濱中議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

この幼児学級補助金につきましては、6年間勤務された方が今回退職されるということで、市の退職金規定に準じまして、給与掛ける100分の60、その2分の1を補助するという、これは、これまでいわゆる運営費に対して補助する補助金要綱に基づいた、そのうちの規定に基づいて支出するものでございます。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） よくわかりました。これは幼児学級が今後どういうふう
に経営していくのかというのは直接関係ないところかもしれませんが、21
年度において飛鳥幼稚園が閉園される予定になっておりますので、その後の輪内
地区の幼児たちがどういった選択肢を求めるとということにおいても、三木里幼
児学級であるとか九鬼のひまわり幼稚園なんかの今後の動向というものは気にな
るところだと思うんですね。昨年、飛鳥幼稚園の閉園をどうするかの話し合いの
中で、各幼児学級が3年保育であるということ踏まえると、今年、輪内の飛鳥
幼稚園に入園対象の地区の子供たちは、21年度入園予定はないんですけど
も、22年以降に関しては、幼稚園の対象となる子供たちが何人かまだ存在して
おります。その子供たちの選択肢に対してでありますと、この21年から入園で
きる対象の子供たちもおりますので、そのあたり、尾鷲市立ではないもんですか
ら、直接の広報活動に対してどうなのかということもあるんですけども、選択肢を
見せるための情報としての提供というものは、補助金も出しているかわりの上
から、尾鷲市の方もある程度情報を与えることをする必要があるのではないかと
いうふうに感じます。そのあたりも踏まえて、この4月以降の入園に関するの広
報を尾鷲市としてどういうふうに行っていくのか、もし計画があれば、今の時点

で答えられる範囲で結構ですので、どうかお願いしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 教育委員会、三木里地区の今後の継続とかを含めて、その状況がわかれば、その部分だけお答えください。

教育長。

教育長（田中稔昭君） お答えいたします。先ほどのご質問、今後の予定という部分でお答えをしたいと思うんですが、具体的にまだ検討の段階に入っているところでございます。明確に申し上げることはできないんですけども、ただ、三木里の園長さんとか、そのことだけではございませんので、あるいは三木浦の幼稚園とか曾根の幼稚園とか、あるいは保育園のかかわりの部分で、関係者の方々と今、話を詰めているということでございまして、具体的には、またある程度のプランが見えてくれば、委員会等でご説明、ご報告をしたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております10議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、10議案は、それぞれ所管の委員会に付託することに決しました。

次に、日程第13、請願第6号「自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願」を議題といたします。

ただいま議題の請願につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時48分〕

〔再開 午前11時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、12番、北村道生議員。

〔12番（北村道生議員）登壇〕

12番（北村道生議員） トップバッターとして登壇させていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

6月の第2回定例会に続きまして、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度におきます資格証明書の発行にかかわる問題についてお聞きをいたしたいと思っております。

親が国民健康保険の保険税を払えないために国民健康保険証が取り上げられ、無保険状態になっている中学生以下の子供が全国で3万2,903人にも上ることを、10月30日、厚労省が発表いたしました。何の責任もない多くの子供たちが医療から排除されている実態が浮き彫りになり、大きな社会問題に発展しようとしております。1997年の介護保険法が制定されたときに、国民健康保険法も改悪され、保険税の滞納者から保険証の取り上げ、すなわち資格証明書発行が自治体の義務にさせられました。ここにその根っこがあるわけでありまして。

10月30日に保険局国民健康保険課から出されました「資格証明書の発行に関する調査の結果について」という文書によりますと、全国で国民健康保険加入世帯数は2,063万世帯、そのうち保険税滞納世帯数は385万世帯に上っており、さらにそのうち33万世帯もが資格証明書交付世帯になっております。そして、資格証明書交付世帯のうち中学生以下の子供たちのいる世帯数は1万8,240世帯、3万2,903人にも及んでいるわけでありまして。保険証が取り上げられ、かわりに発行される資格証明書では、医療機関の窓口で一たん医療費の全額を支払わなければならない、事実上病院にかかれなくなることが起こります。こうした無保険状態にある中学生以下の子供が3万2,903人もいるということになるわけでありまして。

今、全国で、機械的に資格証明書を発行するなど、そういう運動が広がってきております。そんな中で子供からまで保険証が取り上げられているというひどい事態が示されたことになるわけでございます。

厚労省もこのことを無視できなくなりました。そして、10月30日に子供への保険証を発行することを市町村に求める通知を出しております。その通知によりますと、緊急的対応として、世帯主から市町村の窓口において子供が医療を受ける必要が生じ、かつ一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的措置として、その世帯に属する被保険者に対して速やかに短期被保険証を交付するものとするとなっているわけでございます。そして、一昨日、国民の批判に押されるような形で、国民健康保険税の滞納による資格証明書発行世帯のうち、中学生以下の子供がいる世帯には一律に6カ月の短期保険証を交付するという国保法改正案が衆院厚生労働委員会で全員一致で可決されるまでになっております。このことは与党も含めて子供の無保険状態を救う方向にまとまりつつあるものとして高く評価するものであります。

ところが、一方、保険証取り上げが法律に盛り込まれた後期高齢者医療制度につきましても、先ほど言いました通知、「今回の通知はあくまで国保に限ったものであって、後期高齢者医療制度まで同じ措置をとるものではない」と厚労省は説明しているわけでございます。このままでは、来年4月以降、保険証を取り上げられるお年寄りが相次ぐおそれが出てまいりました。舛添厚生大臣は、12月5日の衆院予算委員会で、18の広域連合からの報告を集計した結果、月額1万5,000円未満で、保険料を年金から天引きされない、いわゆる普通徴収の後期高齢者の8.4%が保険料を滞納していることを明らかにいたしました。これらの低所得の方々是全国で200万人程度と見られると言われますが、これらのデータから推測をいたしますと、滞納者は4月には十数万人に上る可能性があると言われております。

75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引きされ、保険料を払えない高齢者からは保険証を取り上げる、健康診断から外来、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別診療を押しつけられる後期高齢者医療制度。3月まで実施されていた老人保険法では、75歳以上の高齢者からの保険証の取り上げは法律で禁止されていたわけがあります。しかし、後期高齢者医療制度に保険証の取り上げの規定が盛り込まれ、75歳以上も例外ではなくなりました。高齢者にも公平に負担してもらおうという理屈からだそうではありますが、しかし、これは病気になりがちなお年寄りから医療を奪いかねないもので、決して許されるものではないと考えております。

保険証の取り上げは医療を受ける権利を奪うことですから、憲法25条で保障されている生存権の侵害でもあります。まして、弱者と言われる子供やお年寄りに対する保険証の取り上げなど、あってはならないと考えるわけであります。

そこで、市長に保険証の取り上げ、いわゆる資格証明書発行についてのお考えをお聞きいたしまして、私の1回目の質問といたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、北村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、国民健康保険における保険料滞納世帯の子供への保険証交付についての方からですが、事業の休廃止とか病気などによりまして、国民健康保険税、いわゆる国保税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたりまして国保税を滞納している方は、先ほどもお話がありましたように、被保険者証にかえて被保険者資格証明書、いわゆる資格証や、または短期被保険者証、いわゆる短期証が交付されております。資格証で受診しますと、医療費を一人10割負担して支払うことになることから、交付を担当している市民サービス課では、国保税の収納を担当している税務課と密接な連携をとって慎重に決定している次第でございます。そして、国保税を納めていただいたら、その後、医療費の一部をお返しするという形ですね。また、従前から被保険者証は世帯単位の発行としているため、現在、被保険者資格証明書交付世帯には子供のみ別の証書等を交付しているということはありません。

それから、後期高齢者医療制度における保険料滞納世帯への対応についてでございますけども、悪質な滞納者に対しましては、被保険者資格証明書、または短期被保険者証で対応することになっております。後期高齢者医療制度は、ご存じのとおり、国民健康保険とは違いまして、三重県後期高齢者医療広域連合からの指導・指示ということをもとに発行しておりますので、市独自の裁量で発行しているという状況であります。被保険者証につきましては、本年8月1日から来年7月末までの期間となっておりますので、来年8月からの新たな更新時に初めて短期証等の発行が検討されているという状況でございます。ですので、来年の7月末までは短期証等の発行はありません。

現在、県広域連合で決定されておりますのは、来年5月から7月までの間におきまして、市町にて滞納者に対して台帳をお願いし、納付相談を行う中で、悪質な滞納者には来年の8月1日から短期証で対応するということになっているとい

うふうに聞いております。当初は1カ月、3カ月、6カ月の短期証または資格証で対応するとしておりましたが、被保険者の年齢を考慮して、被保険者の方々は高齢でございますから、1カ月、3カ月の短期証はやめて6カ月の短期証と資格証で検討しているということ聞いております。これらにつきましては、来年1月開催予定の県広域連合作業部会で要綱も含めて詳細が決定されていくという状況であります。担当課としても更新時までには納税相談等の戸別訪問も視野に入れながら、極力資格証とか短期証の発行がないように納付相談を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 私の質問は、資格証明書を取り上げるようなこういう制度について、どう市長として考えているのかということの質問であったんですが、なかなか答弁しにくいらしくて、保険証の取り上げ、いわゆる資格証明書の発行についての一般的な説明の答弁しかいただけませんでして、非常に残念ですけど、自分の考えを、この国の保険証取り上げ、いわゆる資格証明書発行についての批判にもなるような内容になりかねんわけですから、確かに答弁はしにくいんだろうというふうに思いますので、この辺で具体的な問題に絞って質問をしていきたいというふうに思いますが、まず、尾鷲市における具体的な現状を把握するために、尾鷲市における国保加入世帯数と、それから、その世帯数に対する滞納世帯数、この数がわかっておれば、お教え願いたいと思いますが。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 国民健康保険加入者世帯数と滞納世帯数につきましては、平成20年1月1日現在、国民健康保険加入世帯数は4,115世帯から、そのうち滞納世帯は801世帯でございます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） わかりました。じゃ、その801世帯の滞納者の中で、資格証明書を発行されている世帯数はどれぐらいになりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 同じく平成20年10月1日現在で、資格証明書発行世帯は78世帯でございます。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員、「議長、12番」と発言を求めてください。

12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 資格証明書の発行世帯は10月1日現在で78世帯ということですが、抽出して、この78世帯に発行することを決定した、その基準というのは、わかる範囲内でいいんですが、どんなことが基準で78世帯が決定されたんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 新たに10月1日に国民健康保険の発行をさせていただきます。それに向けて、更新時に向けまして、8月末から9月にかけて、尾鷲市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務要領に基づきまして決定をしております。決定に当たりましては、税務課と私のところの市民サービス課で協議をさせていただきながら、納税相談等の状況を踏まえて、悪質と判断した者に発行させていただいております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 8月から9月にかけて調査をし、これは個々面接、訪問面接もしておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） すべての調査をさせていただいております。調査といたしましては、文書による催告、電話、それから訪問、それと時間内での電話催促、それと時間外の訪問、その他という方向で、すべての調査をさせていただきながら決定をさせていただいております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 決定に際しましては、丁寧な対応で対象者に接して、きちんと対応していただいているというお話で安心をいたしておりますが、この資格証明書発行につきましては、それを義務化したときに、政府与党は特別の事情があれば保険証を交付すると。資格証明書の発行は保険料を滞納している人との接触の機会をふやすためであって、機械的にはやらないと、そういうふうに言ってきたところではありますが、しかし、いつの間にやら、それが医療費削減政策の進行と合わせて保険料徴収率アップのためのペナルティー化しているということが盛んに言われるわけですが、実態としては機械的に保険証取り上げがどんどん進んで、全国で現在33万世帯、三重県で8,800世帯ぐらいが資格証の発行状況になっているというふうに聞いておりますが、尾鷲市では今言いましたように78世帯の資格証の発行ということになっているようでございますが、国と

しては機械的にはやらないという考えを示しております、尾鷲市としても、今、課長から言われましたように、電話対応だけでなく文書対応、訪問対応もきちっとした丁寧な対応をしていただいているということでございますが、先日、厚生省の健康保険課長名で都道府県民生主管部長あての通知が出ておりますが、その通知の中には「管内市町村等関係者への周知徹底について、遺憾なきよう配慮されたい」というふうにも記されておりますが、この通知というのは市民課の方へ届いておりますか。確認していますか、どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 厚生労働省の方から「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」という通知が私のところの原課の方へも届いております。それも税務課とも協議をしながら配布をさせていただいたところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） ここにその通知もございますが、確認のために幾つかの点についてお話をさせていただきますが、この通知書は、「資格証明書の交付にかかわる一般事項」と「子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点」という、この2点からなっておりますが、一般事項につきましては、「資格証明書については機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと」、こういうふうになっております。今、この通知をわざわざ出さなければならないということ自身、機械的な対応が大きく広がっているということのあかしでもあるのではないかとこのように考えます。それはそれとして、重大なのは、子供のいる世帯への対応についての記述でございます。その通知ではこういうふうになっております。「世帯主が、市町村の窓口において、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して速やかな短期保険証の交付に努めること」、こうなっています。いわば今の制度内でも子供にはきちんと保険証を交付できますよと、こういう通知であると思います。

そこで、尾鷲市では、資格証明書を発行している先ほどの78世帯、この中に中学生以下の子供の世帯がありますか。ありましたら世帯数と人数を教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） ご質問の中学生以下の子供がいる世帯と人数ということですが、世帯数が6世帯、被保険者数が7名でございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 手元に全県29市町の資料も届いておりますが、今、子供の数が6世帯7名ということで、比較的尾鷲市の場合は対象者が少のうございます。多いところでは202名という鈴鹿市のような例もございますが、尾鷲市は6世帯7名ということで少のうございますが、しかし、少ないからといってほっておくわけにはいきません。現在、その7名については保険証は発行されておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 7名につきましては、先ほど市長が説明しましたとおり、国民健康保険におきましては資格証世帯ということで、すべての方が資格証という形になっております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 言えば、7名の中学生以下の子供たちは無保険状態と、資格証明書で保険証は与えられていないということになるわけでありまして。この7名の中に乳幼児は含まれておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 先ほど申しました資料すべてが平成20年10月1日新たに発行した世帯の数字でございます。乳幼児のいる世帯につきましては1世帯の1名でございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 乳幼児は1世帯1名ということでございますが、ついでは何ですが、この機会ですのでお聞きしておきますが、この乳幼児は保険証がないわけですから、この乳幼児については、現在、福祉医療助成が制度として行われておりますが、その該当者になりますか、どうですか、乳幼児については。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 保険証がない乳幼児医療は福祉医療制度が受けられません。理由といたしまして、資格証明書発行世帯の乳児が資格証明書で受診しますと医療費が全額自費となります。このことから、基本的に保険税を納めた後で、国保が適用された後、一部その保険の自己負担額部分を後で福祉医療助成

制度を受けるということになりますので、まずは本人さんの国保税を納めていただきながら、その制度は国保の適用を受けてからということになります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 1名とはいえ、国保料、税を納めていないために福祉助成医療費まで受けることができないと、そういう現実が実際に尾鷲市にもあるわけでございます。言えば、本当に子育て支援といいながら、そういう家庭に対する思いを考えますときに、こういう状態でいいのかということをつくづく思うわけでございます。

4日付の朝日新聞に「無保険の子救済へ自民合意」こういう歓迎すべき見出しの記事が載りました。中にはこういうふうに報道されています。「自民、民主両党は、3日、制度を見直して救済する方向で合意をした。子供だけに保険証が交付できるよう国保法を改正する。公明、共産、社民、国民新の各党も賛成する方向で調整しており、今国会での成立を目指す」と、こういうふうに報道された記事であります。報道されたときに、市民サービス課の山下課長とも、この記事を確認いたしました。間を置かず、うれしいことに一昨日、国会の厚生労働委員会で、この国保法改正案が可決をされたとテレビのニュースで知りました。厚生労働省の通達にしる、厚生労働委員会でこの法改正の可決にしる、保険証を機械的に取り上げるやり方に対する社会的な批判の広がりを受けての対応であると思います。これで臨時国会での国保法改正は確かなものになり、来年4月から保険料滞納者の子供たちに短期とはいえ一律に保険証が交付される運びになると考えるわけであります。このことについて、まず市長の所見を簡単に結構ですからお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） これは9月15日の調査なんですけども、三重県の各市町の資格証明書世帯のうちの子供の数という調査がありまして、この資料を見ますと、尾鷲市は鳥羽市と亀山市と並んで一番少ないということで、これは私もほっとしておるんですけども、ただ、先ほど北村議員の指摘のように、資格証明書発行世帯につきましては乳幼児医療制度を適用できないという現状でありますので、これはちょっとおかしいなと。子供には全然そういう責任というか罪はありませんので、親が保険料を納めていないだけの話ですので、ですから、私は今の国会の動きの中で、来年4月から15歳未満の子供には6カ月の短期証を発行するとい

う動きに関しては本当に歓迎したいと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 市長の前向きな答弁をいただきましたが、ここでもう一步踏み込んで、この冬というのはインフルエンザが大流行するという予測が出ております。それだけで4月まで待つということは決してない、待たんでもええと思うんですね。そこで、尾鷲市として一步踏み込んで、厚労省の通達の趣旨からも、国会での政治的情勢の変化に対応するためにも、子供への保険証をすぐにでも発行できるような決意を市長に求めたいと思うんですが、いかがですか。一步踏み込んで市長としての見解をどうぞお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 先ほど申し上げたように、無保険の子供たちというのが、三重県下、尾鷲市が一番少ないわけなんですけども、ただ、少ないと言っても6世帯7人の子供たちがいるわけですから、国としては4月からの短期証の発行ということでございますけども、こういうことはやっぱり早くした方がいいんじゃないかと、この前も市民サービス課、税務課等とも話をしまして、1月1日から短期証を発行したいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） とてもうれしい答弁をいただきまして、4月からは国の法改正によってされるということに恐らく見通しとしてはなるんでしょうけれども、今の市長から来年1月から先行実施を、そういう答弁をいただきましたので、この市長の決断をまず高く評価しておきたいというふうに思います。

次に、しかし、後期高齢者医療制度の方はそういうわけにはいかないわけがあります。この資格証明書の発行については、なお大きな問題を抱えることになるわけでございます。後期高齢者医療制度、資格証明書を発行された高齢者には、やはり保険がきかないことは、先ほどから述べているところでございます。医療機関の窓口でかかった医療費を全額支払わなければならないということになりますと、高齢者の方々、受診抑制や治療中断などが深刻化することが間違いありません。

後期高齢者医療制度の保険料の徴収の方法には、特別徴収と普通徴収の二つの方法があるわけでございますが、問題は普通徴収に該当する高齢者の方々の問題です。4月からのこの後期高齢者医療制度の施行でございますが、まだ発足してから9カ月しかたってございませんから、保険証の取り上げ、資格証明書の発行

ということは具体的にはなっておりませんが、来年4月以降、特に来年の10月になれば、どんとふえるというふうに思うわけでございます。その根拠は、やはり普通徴収の方々の年金の低さにあるというふうに思います。

そこで、私は6月の第2回定例会議で質問いたしましたけど、税務課長にお答えいただきましたが、10月見込みで後期高齢者の人数は3,757人ぐらいになり、そのうち2,684人が特別徴収で、それを引くと普通徴収は大体1,073人ぐらいになるのではないかとというふうに考えるという試算を示していただいたように思うんですが、10月1日現在でそういう状況になっていきますか。まずそれをお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 後期高齢者医療の被保険者数につきましては、10月末現在で3,803人となっております。そのうち普通徴収の方が904人、特別徴収が2,899人となっております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） すいません、聞き取りにくかったんですが、普通徴収が何人とおっしゃいましたか。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 904人です。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員。

12番（北村道生議員） わかりました。じゃ、その904人の普通徴収者の中で、10月段階での滞納者が尾鷲市で出ていますか。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 滞納者の数ですけども、10月末現在で約130人程度かと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員、発言を求めてください。

12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 普通徴収904世帯のうち滞納者が130ぐらいと。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 後期高齢者は世帯じゃなしに個々でなっていますので、普通徴収が904人で、そのうちで130人ぐらいの滞納者ということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 904人のうち130名という非常に比較的高い率になっていますね。だから、そういう点からいいますと、4月になってちょうど1年になるわけですから、12カ月滞納した人の中から10月の保険証を確定する段階で資格証明書対象者を抽出するということになるわけですか。その点どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 先ほど市長も説明させていただいたんですけども、保険証の更新は8月1日になっておるんです。ですので、今年の4月から始まりまして、4月に保険証を渡して、新たに8月1日でもた保険証を渡していますので、更新は来年の7月末になっています。ですので、来年の8月1日に新たな保険証を更新するということになっております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 8月1日更新時に資格証明書発行の人を決定する、決まるということで理解してよろしいですか。わかりました。

厚労省の担当者は10月30日に記者会見をしておりますが、その中で、先ほど国保についての対応の通知を例に挙げましたけれども、その通知にかかわって、記者会見で、この通知の措置はあくまでも国保に限ったものだ。後期高齢者医療制度というのは制度が違うのだから、必ずしも同じ扱いにしなくてもええというふうに答えておりますし、また舛添大臣も、本当に困った人には温かい手を差し伸べるにはどうしたらええかということには実際には考えたいけれどもというふうには答えているものの、保険証の取り上げについてはなくすという姿勢は示しておりません。したがって、後期高齢者医療制度の資格証明書の発行につきましては、国保のようには対応できないわけでありまして。

私は、来年4月以降には後期高齢者医療制度そのものが廃止になるように強く求めているものでありまして、今定例会でも継続審議になっている高齢者に負担と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止撤回を求める陳情について、議員の皆さんの賛同を得るべくお願いしているところでもありますが、しかし、この制度が残念ながら中止が実現せずに4月以降も存続していくということになるならば、保険料徴収の効果的な手だてをどのようにとろうとしても、滞納で資格証明書発行の対象になる高齢者が相当数に上ってくるのではないかというふうに心配をしているところであります。確かに無保険者の子供たちを救済することの大事さは当然のことではありますが、お年寄りの方が医療が必要なケースが多いとも言えるわけでありまして。わずかな年金から保険料が払えない人も少なくない中で、

医療保険なしでは命にもかかわる高齢者から保険証を取り上げる、これは安心と健康を脅かすものであると強く感じております。国民健康保険でも後期高齢者医療保険でも、国民の医療を受ける権利を奪う、そういう保険証の取り上げは、子供のいる家庭はもちろんでありますが、すべての世代で中止すべきだと考えているものであります。

先ほども例にとりましたけれども、厚労省が発表した資格証明書の発行に関する調査、これによりますと、資格証明書の発行がゼロの自治体が全国で、市で104、町で311、村で135、合わせて全国で551にも上っております。また、資格証明書ゼロではなくても、住民の命と暮らしを守る独自の努力をして発行数を抑えている自治体も数多くに上っております。尾鷲市もぜひそのような自治体の仲間入りをするように、後期高齢者医療制度における資格証明書の発行に対応していただくように強く求めまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 北村議員おっしゃるとおり、これまで国保に加入されていた75歳以上の高齢者の方々から、幾ら保険料を納めていないということがあっても、保険証を取り上げるということはしていなかったわけなんですけどね。そういう意味で、この後期高齢者医療制度においては資格証の問題も出てきているということで、これは非常に大きな課題だなというふうに私も考えております。そういう意味で、先ほど申し上げましたけれども、県の広域連合の方では1カ月、3カ月はなしで6カ月の短期証と資格証ということで今検討を重ねているという状況ですけども、できるだけ、さっき130人という報告がありましたけど、あまりにも多いなという感じがしていますので、高齢者の方、医療、病院にかかるケースというのはい多いと思いますから、そういう意味で、保険証がなくて医療機関にかかれないうことがあると非常にまずいですから、そういうことがないように、更新時までには納税相談員等ともよく話をして、もしかしたら納めることを単に忘れている方もいらっしゃると思いますので、戸別訪問とか納付相談をどんどんやって、資格証、短期証の発行が極力ないようにしたいなというふうに思っておる次第でございます。

議長（三鬼和昭議員） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

〔休憩 午前11時47分〕

〔再開 午後 1時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） 久しぶりに一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、緊急経済対策等に関する市の状況等についてであります。

景気の悪化が深刻化する中、中小企業、小規模事業所が窮地に立たされており、原油などの原材料高やアメリカ発の金融危機で資金繰りが厳しく、倒産件数も増加傾向にあります。本市においては相当深刻な状況であると私自身とらえております。

そうした中、政府与党は、年末・年度末の高い資金需要を踏まえて、中小企業、小規模企業の資金繰り支援に総力を挙げております。その支援の内容は、原材料価格高騰対応等緊急保証制度、いわゆる緊急保証制度が実施期間1年半として10月31日からスタートいたしました。この制度は、原油高で原材料価格や仕入れ価格を製品に価格転嫁できないなど、必要な事業資金調達に支障を来している中小企業を支援するためのものでありまして、中小企業、小規模企業が金融機関から融資を受ける際、全国の信用保証協会が融資の保証を行うことで融資を受けやすくする制度であります。保証額は、一般保証の最大2億8,000万円、うち無担保は8,000万円以内、また、それとは別枠で、緊急保証制度で2億8,000万円のうち無担保は8,000万円までで、原則、保証人は法人代表者以外不要であります。既にセーフティーネット保証を利用されている場合は、合わせて2億8,000万円までとなります。金融機関が20%相当の信用リスクを負担する責任共有制度の対象外で、融資額の100%を協会が保証し、協会に支払う保証率は年0.8%以下で保証期間は10年以内、返済据え置き期間は1年以内、金利は融資を受ける金融機関により異なります。

10月末に決めた新経済対策で、資金需要の高い年末だけでなく年明け以降の資金調達も盤石にするため、合計保証額は6兆円から20兆円と大幅に拡充されております。

この制度の指定対象業者が11月13日までは545業種でありましたけれども、以降618業種となり、今月の5日には80業種追加されまして698業種となって、中小企業、小規模事業所の3分の2以上で保証制度の拡充を求める中

小企業のほぼすべてをカバーしている状況であります。

この制度利用には、対象の業種を営み、一つには、最近3カ月間の平均売上高などが前年同期比でマイナス3%以上減少、二つ目には、製品原価のうち20%以上を占める原油などの仕入れ価格が20%上昇したものの製品価格に転嫁できない、三つ目には、最近3カ月間の平均売り上げ総利益か平均営業利益率が前年同期比で3%以上減少、以上の3点いずれかの条件を満たす必要があります。

この保証制度の適用を受けるためには、まず、本市においては、窓口として新産業創造課になると思いますが、認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。認定を受ければ、希望する金融機関か信用保証協会に認定書と決算書などを持参して融資を申し込むことができます。今日まで本市の窓口でのこの制度利用の認定申し込み状況等につきまして、まずお尋ねをいたします。

次に、市の法人市民税収の今後の見通しについてお伺いいたします。

今月8日、愛知県豊田市の市長が、本会議開会中において、来年度の当初予算の法人市民税について、トヨタ自動車の業績悪化などにより、年度当初の9割に当たる400億円の減収になる見通しを示して、来年度に返す還付金についても150億円程度、還付金については昨年の平成19年度の納税分から返還する額が、本年度、個人と企業を合わせて6億6,000万円が、来年度にはけた違いの150億円を予想しておりますという新聞報道の記事に、私は率直に申し上げまして企業城下町の宿命だと感じました。本市には直接関係がないとは言っても、基幹産業とも言える企業の与えた影響につきましては無関心ではおれません。それは、100年に一度と言われます金融危機を背景にしました現在の経済状況にかんがみ、本市の法人市民税収の見通しについてお示しをいただきたいと思っております。

次に、定額給付金についてであります。新たに経済対策の大きな柱の一つとして、生活支援定額給付金につきましては、定額給付金実施本部のもとに、総務省、財務省、法務省、金融庁、警察庁の各省庁の対策室が設けられ、今年度内の支給を目指して検討されているところであります。既に1人当たりの給付額などが決まっており、本市の市民全体の推計給付額は3億4,700万円余りとなっているようであります。そこで、市長として、この定額給付金についての所感をお尋ねいたします。

次に、森林振興についてであります。

森林環境税に対する考え方をお聞きいたします。

先般、三重県議会本会議において、地元選出議員が、三重の森林づくり検討委員会の森林環境税新設の答申に対して、知事が検討中と言っていることに対して質問されたようであります。知事は、昨今の経済状況などから、引き続き検討するとの答弁を引き出しておりますが、市長の感想と考え方をお聞かせください。

次に、木材の高温乾燥機導入に公費支援を求めている件に関してであります。

本年7月、総務産業常任委員会の管内視察で、尾鷲木材協同組合、尾鷲ヒノキプレカット協同組合、尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合の3者の代表と懇談した際、高温乾燥機の導入の必要性についてお話を伺ったところであります。平成元年に導入いたしました木材人工乾燥機は、背割りの入ったひのき柱材用で、近年ではその柱材の需要が減少して、そのかわりに背割りをしないひのき、杉の柱や土台、けた、はりなど建築部材に乾燥が要求されているようになってまいりました。特に杉材は含水率が高く、現在の乾燥機では50度から60度と低温のため、一定の含水率と強度のある品質の高い杉の乾燥材を生産するためには、100度以上に温度を上げられる高温乾燥機の導入が必要とのことであります。

後に伺った話ではありますけれども、耐震偽装事件の教訓を踏まえ、建築物の安全・安心の確保を図るために建築基準法が改正されて、建築確認の審査・検査が厳格化されたことに加え、来年度以降に改正が見込まれる4号特例の廃止により、主要構造材の品質の説明が必要になるとのことであり、また、平成21年10月1日から施行されます住宅瑕疵担保履行法は、住宅供給業者に保証金の供託か保険への加入を義務づけており、保険に加入する場合には、保険法人が木材に対してJAS規格に適合したもの、もしくはそれと同等以上といった条件を課すことも予想され、このため、品質・規格が明確で安全・安心な資材であるJAS製材品の需要が高まることが十分予測される中、高額投資を伴う高温乾燥機や強度測定、あるいは含水計について公的支援を訴えられてみえました。

尾鷲産の木材製品が市場に受け入れられるかどうか、そういう時期に来ていると思います。地場産品である尾鷲材の存亡がかかっており、積極的な取り組みが必要ではないかと考えますが、市長はどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思います。

次に、創意工夫で学校耐震化に関してコスト縮減にPFI導入について、市長の考え方を伺いたいと思います。

本市における学校等の耐震化については、現在、鋭意耐震調査が進められており、その結果と耐震化への取り組みが期待されるところでありますが、今年5月

の中国四川省の大地震の直後、わずか3週間余りで6月地震補強事業の国庫補助率を2分の1から3分の2へ引き上げる改正地震防災対策特別措置法が成立いたしました。公立の小中学校の耐震化事業に関する財政負担が軽減されたところがありますが、既にご存じのように、今年4月現在、全国の公立の小中学校で4万7,947棟、全体の37.7%もの建物が耐震性がなく、未改修または耐震診断が未実施のまま残っております。その背景には、自治体の財政難や耐震工事の対象棟数が多いことが原因であることから、文科省では、このような課題を解決する一つの方策としてPFI手法の活用が呼びかけられております。さらに文科省は、PFIの手続期間を短縮するための「PFI導入可能性の検討マニュアル」を作成し、7月から都道府県の教育委員会と全国の自治体に配布しているとのことで、本市にも届いておるとおもいますが、市長の基本的な考え方をお聞かせください。

以上で終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、與谷議員の質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目の、中小企業等の資金繰りを応援する緊急保証制度が10月31日スタートしてから市内事業所の利用状況等に関して今後の取り組み等ということでございますけども、この緊急保証制度の内容につきましては、議員の方から詳しく説明がありましたけども、簡単に申し上げますと、保証協会が100%保証するということで銀行の方が貸しやすくなるという制度であるということございまして、それで特定中小企業者というのを市が認定して、それを後で信用保証協会が保証承諾するという形でございます。

それで、現在のところ、きのうまでで32件。いろいろ条件がありまして、過去3カ月平均で売り上げが前年比3%減とか、そういう条件があるんですけども、条件を満たした上で認定申請書を市の方に上げてきた業者が32件ありまして、すべてに対して市としては認定した次第でございます。

それで、今後なんですけども、とにかく銀行の方からも、かなりこれは各事業所に対して説明に回っていただいているということなんですけども、ただ、市としてもまだまだ広報する必要があるだろうということで、現在のところホームページに掲載しているだけでございますけども、1月の広報おわせでもお知らせしたいなというふうに考えておる次第でございます。

それで、今、議員の方からご指摘がありましたように、対象業種につきましても、10月31日現在で545と。今は698までふえましたけども、中には対象外の業種もまだまだありますので、県を通じて要望を行っているという状況でございます。

続きまして、市税収入、法人市民税の今後の見通しについてということでございますけども、議員が心配されるように減収の予想はされるんですけども、新聞、テレビ等が報道しているような製造業の關係に依存している企業城下町といいますが、尾鷲市の場合はそういう形態とは異なっておりますので、大幅な減収というのはないかなというふうに考えている次第でございますけども、ただ、今回のような事態というのは初めてじゃないかなというふうに聞いておりますので、この地域においてどのくらい影響があるのかということを私自身も大変危惧している次第でございます。それで、当初予算の編成につきましても、これらのことを勘案して今後の経済動向を注視していく必要があるなど、改めて認識している次第でございますけども、詳細につきましては後ほど担当課長から説明させます。

それから、続きまして定額給付金に関する感想ということですかね。今、與谷議員の方からお話がありましたように、総額で尾鷲市の場合、12月1日現在ではじいてみますと3億4,700万円余りという形でございます。尾鷲市としても先月の25日に定額給付金の事務担当窓口を市民サービス課に置くという指示をさせていただいて、今、準備を進めているという状況でございます。感想ということなんですけども、率直に申し上げますと、これまで定額減税とか定率減税とかございましたけども、それは税金のかかる方が恩恵を受けるということでございまして、非課税の方は恩恵を受けないということでございますので、そういう意味では、この定額給付というのは国民に広く給付される制度であるんですから、ある意味、私はいい制度だなというふうに考えている次第でございます。ただ、定額給付がねらいとしては消費に回るということだと政府も考えていると思うんですけども、その辺が、今、経済が悪いですから、悪いと預貯金に回るといふこともありますので、その辺を懸念する声も結構ありますが、とにかく消費される、欲を言えばこの地元で消費されるということを私は高く期待しているという状況でございます。

それから、森林環境税につきまして、考え方ということでございますけども、私は一昨年の12月から昨年の11月まで副議長をさせていただいておりまして、その際に全国環境税創設促進議員連盟というのがございますけども、それで、た

しか去年の7月だったと思うんですけども、議長の代理で高知県の方へ総会に出させていただいたんですけども、そのときに、今、29の県ですか。30になるんですね。この4月から愛知県も導入するということですから、30の県が導入するということをごさいますて、とにかくその総会に出席して思ったのは、こういうのもやっぱり必要だなと。たしか高知県は個人が1人年間500円と。企業も年間500円だったと思うんですけども、その負担で間伐とか、そういうことをやるということで、そのときの講演もありましたけども、間伐をすることによって森が生き返るといようなことで、ああ、そうか、なるほどなと思った次第でございまして、そういう意味では、私もこの環境税というのを早く三重県も導入していただきたいなというふうに考えている次第でございまして、今、與谷議員の方から話がありましたように、さきの県議会におきまして、知事の答弁では引き続き検討したいということをごさいますけども、本市としましては、この辺については、これまで緑の循環による森林づくりとか、森林を支える林業就業者の確保とか、森林づくりサポーターの養成とか、数々の要望を県に対して行っている次第なんですけども、引き続き、この森林環境税の導入については、県に対して強く要望していきたいなというふうに考えている次第でございまして。

それから、高温乾燥機の導入についてですけども、確かに今、この環境税もそうなんですけども、農林業の振興ということで尾鷲木材協同組合からも要望が先日もありました。私も議員時代も常任委員会の管内視察でも同じような要望を受けた記憶がございまして、そういう意味で、今回の補正予算には尾鷲産材の活用促進補助金、当初13件しか上がってなかったんですけど、尾鷲産材をどんどん使って家を建てていただきたいということで、これも尾鷲木材協同組合の方からの要望がありまして、今回5件分の追加の補正予算の計上をさせていただいた次第でございまして、確かに農林業の振興ということにつきましては、この高温乾燥機、私も何とかならないかなというふうに考えている次第でございまして、そういう意味で、今、木協の皆さんともいろいろ議論させていただいている次第でございまして、いろんな意見交換をさせていただいて、何とか一つの方法として広域連携とかいうこともできないかなとか、いろんなことを今議論させていただいている状況でございまして、今後できるだけ前向きに検討を行っていききたいというふうに考えている次第でございまして。

それから、学校耐震化の促進でPFIの導入ということをごさいますけども、9月1日の大手新聞なんですけども、これは学校耐震の特集の記事でござい

まして、その中に、私もこれは9月1日のときに見て、四日市がPFIを導入しているという記事を拝見しまして、こういう方法があるんだなということで、この新聞を拝見した次第なんですけども、それで、いろいろと教育委員会とも検討させていただいておるんですけども、このPFIというのはプライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、民間の資本を利用して建設するという制度でございます、民間の機関に建てていただいて、それを分割して支払っていくという制度でございますので、財政負担が長期均等になって建てやすいというメリットがあると。それから、四日市なんかもそうなんですけども、複数校を一括整備するということがコスト削減につながるというようなメリットがあると。ただ、デメリットとして、このPFIの事業選定までにちょっと時間がかかってしまうと。四日市なんかだと3年半ぐらいかかったというふうに聞いておるんですけども、事業選定に長期間を要するということが、国の補助金等に変化があった場合に対応が難しいということがデメリットとしてあるということでありまして、そういうこともあって、とにかく今、尾鷲市の課題としまして早くやらないといけないという状況でございますので、現時点ではなかなか難しいかなというふうに判断している次第でございます。ただ、今、文部科学省の方では、このPFI事業の導入についてマニュアルを作成しておりまして、このPFIはいいんじゃないかというふうに推進していることもありますので、今後、有利な補助メニューとかがあれば、そういうことを総合的に考えて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 今年度の当初予算での法人市民税の現年度予想調定額を1億9,379万4,000円と見込みまして、それに収納率99.5%を乗じて1億9,282万5,000円で計上いたしております。その内訳といたしましては、法人税割1億2,934万4,900円、均等割644万5,000円となっております。11月末現在の調定額では、法人税割1億3,004万1,800円、均等割5,348万1,700円の合計1億8,352万3,500円となっており、12月から3月までの今後の調定額は、19年度実績を参考に予想しますと、法人税割と均等割を合わせて約1,900万円程度が見込まれております。したがって、当初予算を下回ることがないと考えており、最終的には2億2,250万円程度の調定額になることを予想しております。今年度の調定見

込みは、主要企業9社に確認した結果、20%程度の減収が予想され、9社以外の法人はほぼ横ばいと試算したわけですが、実際には19年度とほぼ同程度の調定額を見込んでおります。

また、21年度当初予算につきましては、現在、編成作業中ですが、減収を予想しております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 今の税務課長のお話で、来年度は予想しておりますということでしたか。どうでしょう。先ほど、企業に確認したところ1社は20%減というお話でしたから。ざっとで結構です。

議長（三鬼和昭議員） 税務課長。

税務課長（世古正太郎君） 先ほど申し上げたように、今年度の20年度の当初予算を見込んだときに、ある程度主要の企業に来年は法人税はどうですかということでお伺いを立てるわけなんですけども、そのときには約20%ぐらい下がるんじゃないかなというようなお話やったんですけども、実際は19年度の最終的な見込みとほぼ同額、下がってなかったという結果なんですけども、ただ、先ほど市長が申し上げたように、こういう不景気というんですか、景気が大変厳しい状況ですので、21年度の当初予算については約10%ぐらい減収を予想しなきゃいけないんじゃないかなと、そのように思っています。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 市長のお答えも十分伝わりました。

まず、緊急経済対策の緊急保証制度の周知について、先ほど市長はホームページ等でも周知を図っていく、また1月の広報おわせでもお知らせをしていくと、こういうお話でございました。これはきっちりやっていただきたいなと思います。ただ、私も資金繰りで困ってみえる方のご相談も以前ありました。一昨日に、こういう制度をご存じですかという話をしましたら、いや、全然それは知りませんという話でして、大体従業員を10人ぐらい使っている方なんですけど、とにかく日ごろ忙しくてニュースも聞く暇もない、あるいはもう飯を食って後は寝るだけと、こういう業種の方も中にはいらっしゃると思いますし、ニュースが頻発に流れる時間帯、こういったときに一生懸命仕事をしなきゃならんという方も中には業種ではあると思うんです。そういうことを踏まえますと、ホームページを見とる暇があるかなと。あるいは尾鷲市も高齢化が進んでおりますから、確かにホ

ホームページとかインターネットを使える方もふえてはきてまいりましたが、こういういろんな業種の中で、すべてホームページでオーケーか、あるいはまた1月の広報おわせでお知らせをするにしても、本当によっぽど目立つように書いていただきたいなと思うんですよ。

一つの提案であります、これはもう既に行政として動かれておるかもしれませんが、各業界団体、例えば各種組合もあれば協会を構成しておる団体もあれば、いろいろあると思うんですけれども、こういったところにお話を周知していただければ、そこからまた落ちる話もあるかなと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 與谷議員がおっしゃるとおり、知らない業者の方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では、再度商工会議所、それから観光物産協会等を通じまして、周知徹底をもう一度図りたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 商工会議所もいろんな業種の集合体でありますから、行政としては一番取り組みやすい、声をかけやすい場所であるかなと。しかし、商工会議所の会員となられている方の中でも、足しげくとまでいなくても、ちょくちょくでも会議所に出向いて、経済状況、いろんな相談とかをされておればいいですけども、会員証だけかけて、ほとんどが身の回りで仕事をされておると、こういう方もいらっしゃると思うんですね。だから、例えば特定業種の指定について、業種618の段階のところのリストを私はいただきました。そうすると、結構市内の、大きな業種はさておきまして、一番身近なところでも小売業、呉服から寝具から男子・婦人服、子供服、靴の小売業、履物、お酒の小売業、要するに食料品ですね。それから飲食店もあるんですよ。喫茶店もありますよ。こういった幅広い業種が対象になっておって、現実に金融の部分でお困りで、例えば銀行等にご相談されておれば十分にその銀行サイドからの紹介等があって知れるかなとは思いますが、それでもあまりそこまで至っていない方であれば、相当知らない方も結構数多くいらっしゃるんじゃないかなと。緊急保証の制度でありますので、この経済状況の中で資金繰りをいかに楽にするかという対策でありますから、飲食店組合とか、そんないろいろ細かい組合がたくさんあると思うんですよ。旅館もホテルもそうなんです。この618種を広報おわせには出せませんしね。あとは大ぐくりでいって相談は市の方の窓口へお願いしますということになると

思うんですけど、その辺、認識はどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今まで、きのうまでで32件、この認定申請書が出されておりました、そういう状況を見ていますと、やっぱり今の尾鷲の経済はよくないかなという印象を強く持っております、ですから、32件はやっぱり少ないなと、もっと上がってきてもいいんじゃないかなという感じを受けておりますので、そういう意味で、せっかくの制度ですから、せっかく政府がこういういい制度を出してくれているわけですし、ですから、この制度を利用して有利な借りかえをやるんだというところもありますので、ですから、そういう意味で、もっとこの制度を活用するように周知徹底を、担当課を含めてきちっとやっていきたいと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ぜひ力強い、広報おわせにしましてもよく目立つような表現で取り組んでいただきたいと強く申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それともう一つ、この緊急保証制度が発足した当初、これは先週の国会の衆議院の予算委員会を私は見ていましたら、結局、例えばこの緊急保証制度で1,000万円借り入れを申し入れしたと。銀行さんは800万円をその方に貸しておったと。今度は銀行さんが、1,000万円おりましたから、私が今まで貸しておった800万円を返してよと。そうなりますと、その方は実質200万円しか活用できないという状況になると。こういうことを防ぐために、新たに金融機能強化法の改正案が、今、衆議院を通過して参議院にかかっていますが、その内容は、そういったつけかえですね。今までは貸しはがしや貸し渋りで困ったわけですが、今度はそういう保証制度をもらったのを見て、先ほど1回目でも言いましたが、今度は信用リスクのある責任共有制度の部分で、そういうことで貸し付け、つけかえをしない、ある意味、金融機関にも安心できる手だて、資金注入がいつでもできるという、こういう制度が今、金融機能強化法の改正案でお出されるわけですが、これは早く私も通っていただきたいなと思うんですけど、そういう背景もありますので、広く広報で周知をお願いしたいと重ねてお願いしておきます。

もう一つ、この32件すべて認定されたということではありますが、三つの条件のいずれかをクリアしないといけないんですよ。その三つの条件をクリアした

それぞれの件数のトータルが32件だと思うんですけど、それぞれ三つの条件のうち、この条件については何件クリアして認定しましたよというようなことがありましたらお聞かせいただきたいんです。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） やはり売上高の減少というのが一番多くて32件のうち25件、あと石油製品の高騰という項目に該当するところが1件、利益率の減少があと残りの6件という状況でございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ありがとうございます。しっかりこの保証制度について取り組んでいただきたいと思います。

法人税収の見通しにつきましては、先ほども冒頭に2回目でお尋ねしましたので結構でございます。

あと、定額給付金について、市長もありがたいというか、よく理解をいただいているなど、こう思ったところであります。そこで、せっかく尾鷲市民全体に対してのトータル3億4,700万円余りの給付があると推計できるわけですね。これをいかに市内で消費していただけるかと。こういった部分を、尾鷲市内の景気も随分と深刻な状況でありますから、いかに尾鷲市内で消費に回していただく手だてを、これは民間でやってくださいよとって声をかけて、ばらばらにやられても効果を発揮しない場合もあると思いますので、ある意味、行政としてもそういう運動体がスタートしていけるような手だてといたしますか、情報を市内の各業界にお話しいただければなど、こう思っておりますが、いかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 非常に難しいご質問なんですけど、私も先ほど申し上げたように、これは消費していただくことが、政府としてもそれがねらいだと思いますし、それも地元で消費していただくということを私は本当に心から期待している状況でございます。本当を言ったら地元でしか使えない商品券とか、そういう形だったら一番いいのかなと思いますけど、なかなか今の段階で難しいかなというのがありまして、ただ、きのう私はインターネットを見ておりましたら、そういう地域でしか使えないクーポン券にしたらどうかということ陳情するんだというようなのが出ていましたので、ああ、そういうこともできるのかななんて思ったりもしたんですけど、現実的にはなかなか難しいかなという感じを受けておる次第でございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 苦しい答弁をさせましてすみませんですね。ちょっとヒントを申し上げますと、約10年前か9年前かなと思うんですが、地域振興券というのがありましたよね。あのときは、市内の加盟店はこんな尾鷲市のマークを店先に張って、ここは振興券を使えますよとやったんですよ。今回は地域新興券方式ではありませんから、それぞれ個人のところに給付が行くわけですから、それをどうのこうのというのは非常に難しいと思うんですけど、これも規模が違うのであれなんですけど、東京都の中央区で1割のプレミアつきで1万円の買い物券を出すんですよ。1,000円のプレミアつきでね。これが9年前からずっとやって、どんどん買い求める人、それから、あとはそれを使える店がふえてきたと、こういう話がありました。あくまでも参考ですよ。私はこれをしてくださいと言っていない。こういうふうな形で、どちらにしましても給付金が市民の皆さんの手元に移るわけですから、それを承知の上と言ったらおかしいんですが、やはり市内でも魅力ある買い物ができるような方向を、業界とというわけじゃないんですが、一遍そういう雰囲気をつくっていただければ、飲食店にしてもガソリンスタンドにしても、どこでも結構だと思うんです。普通の小売店でもいいと思うんです。そういう一つの仕掛けといいますか、道もよくなって新宮や松阪や津やといって行かれるよりは、やっぱり市内で使っていただければ、市内の小さな事業もある意味潤いに浸るのではないかなと、こういう思いでいっぱいなんですけど、もう一度、もしご意見ありましたら。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今、中央区の共通商品券のお話がありましたけども、隣の熊野市なんかでもレインボー商品券というのがあって、どんどん地元で消費して、商店街もいろいろと活気づいているという話を聞いたことがあるんですけども、私も以前、議員時代に一般質問で職員の方の給与3割ぐらいは地元で使える商品券にしたらどうだということを申し上げたことがあるんですけども、そういう意味では、地元限定の商品券ということについては各機関とも相談しながら検討したいと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ぜひよろしく申し上げます。これはちょっと別の話なんですけども、この給付事務については、年度末の忙しい時期にと、当時こういういぶかる首長さんもいらっしやったわけですよ。そういうこともあるんですけど、実

際に給付事務に携わる通常の行政レベルの事務量から見ると、ぼこっと入ってくる余分な事務ということになると思うんですけれども、ここはやはりそういう労力は惜しまずに、その給付金で市内の消費が伸びれば、また税收の関係も出てきますし、もう一つは、公務という立場に立っておられる皆さんが市民サイドの側に立ったお仕事をなさるといのは通常ではないかと思うので、しっかりとその辺、取り組みをしていただきたいと思います。あわせて、先ほどのいかに市内での消費を上げていただくかという、こういったところの真剣な取り組みをお願いしたいと思います。よろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） この定額給付金、給付は今のところは4月とか5月になる……。
（「年度内にいけます」と呼ぶ者あり）

市長（奥田尚佳君） 年度内にいけますかね、給付ですよ。年度内でいけるか。
（「年度内には」と呼ぶ者あり）

市長（奥田尚佳君） 調整されておるかな、ということですけど、皆さんにこの1万2,000円、あるいは2万円を活用して市内で買い物してくださいということとをぜひお願いしていきたいなと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 次に、森林環境税のことですが、市長も副議長当時に全国森林環境創設促進議員連盟というお話がありました。私もそのお話をしようと思っておったんですけど、結構です。そういうことで、県内ですと御浜町から熊野、尾鷲、紀北、そして、私の記憶では度会と津、松阪、伊賀、こういったところが入っていたと思うんですが、確かに知事も現況の経済情勢を見られて、ちょっと足踏みされたのかなと思うんですけれども、市長の最初の答弁のごとく、引き続き強く要望していただきたいと思います。それに変わりはありませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 先ほど申し上げたように、高知県の方が個人で年間で500円、法人の方も年間500円の負担でありまして、負担ということではあるんですけども、500円ぐらいだったら何とかならないかなと思った次第でございまして、隣の和歌山県にしても個人が年間500円、法人は均等割額の5%、それから奈良県を見ても個人が年間500円、法人が均等割額の5%ということで、和歌山県がこれで2億6,000万円ですかね。それから奈良県が3億6,000万円と。ですから、三重県も同じような制度でやってくれたら3億円ぐらいになるのかな

と思ひまして、それで、森をよみがえらせるということで、ぜひ間伐ということに県も力を入れていただきたいなというふうに思っていますので、今後も力強く県には要望していききたいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 県もそうなんですけども、例えば直近では宮川村がちょうど隣の旧の海山、現の海山区が水害に遭ったときの宮川村のあの山林の崩落、これはやっぱり手が入っていないからなんですよ。だから、林家としても手が入られる財力がないといひますか余力がないといひますか、こういったことも考えますと、私は今、加入市町の話はしましたけど、市長としては県下のいろんな会合でも山をたくさん持ってみえる自治体等の首長さんにもお会いすることがあると思うんで、そこは協調・連携して強く求めていただきたいなと思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 余談なんですけども、私は4月だったか、名柄町のあさみやからちょっと入ったところなんですけども、そこで大きな間伐をしたすぐの現場を見せていただいたんですけども、間伐すると光が入って山がよくなるということで、県の方と一緒に見させていただいたんですけども、この東紀州の地域というのは山林がたくさんあって、そういう意味で、地域全体の森をよみがえらせていく、よくしていくという意味では、東紀州の各市町と協働して要望活動を行っていききたいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） よろしくお願ひします。

あと、高温乾燥機の導入に関して、市長は地元産材の活用についての補助の話はされました。5件分というお話ですが、何とかしなければと思っている、前向きに対応したいというふうなお話やら、広域的にどうかともご答弁されましたが、要は市場ニーズですね。1回目も申し上げましたけども、例えば工務店とか住宅建設関係、こういった業者が今後、市内のことばかり考えておったらだめなんですよね。尾鷲産材もどっちかという外に出ていかんと外貨獲得になりませんから、そういうことを考えますと、特に都市部に近くなればなるほど一つの規格とか品質とか、相当厳しい見方をしてきますよね。1回目でも言いましたように、やっぱり耐震偽装の問題から相当見る目が変わってきておるといひのは確かです。そういう意味から、木材協同組合なんかも危機感を持っておるわけです。ただ、

行政の窓口で相談すると、そういう補助メニューはありませんよというふうなことで、しからば、そのままないないで、実際に例えば四、五千万円等という話は聞いておりますけども、その体力がないがゆえに、この高温乾燥機が入らない、入らないがために、こういう規格・品質をクリアできない商品しかない、というふうになった場合に、あるいは都市部でそういう建設業、あるいは工務店、住宅建設をされる業種ですね。こういった人たちがお客様のニーズで、こういうJAS規格品を使ってくださいよ、こういう規格品を使ってくださいよというふうな話になりましたら尾鷲産材はどうなりますか。採用されませんね。今度はそういう工務店なり住宅産業の建設される方たちが、そういうところの基準に合わせて産材を求めるわけですね。そういうところに尾鷲産材が規格外、規格を満たさない、品質がそこまでいっていないと、こういう状況になれば、尾鷲産材はどこへ行けばいいんですかねという問題点を三つの協同組合の皆さんがお持ちなのではないかと。それプラス、30余りあった製材業者も現在では10業者程度と聞いておるんですが、こういった人たちも原木を引いて乾燥させるのに、今の低温乾燥機というのは、これは1回目にも言いましたように、背割りのひのきの柱材と。だから、杉の含水率の高いやつはコストもかかるし時間もかかるし、そして強度が出ない、こういうことになってくると非常に困りますよね。だから、おんぶにだっこですべて私は行政に支援してくれとは言っていないと思うんです。しかし、産業者なり製材業者の方も、こういう乾燥機を通らないと、そういう規格や品質が保てない、それがないと市場に出なくなってしまう可能性がある、という状況になった場合に、今度は製材業者も山で切り出す人から育てる人から、尾鷲の山はどうなりますかということになりますので、そこは真剣にどういう手だてがないかどうかというのは、同じ苦しみをして活路がないか同苦しめてやってほしいんですよ。と思いますが、市長、どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 先ほども申し上げましたように、私が議員時代のときから木協さん始め木材関係機関から要望が出されていることをございますけれども、與谷議員が言われましたように、四、五千万円かかるということで、なかなか補助メニューがなくて、そういう意味で、もう単費でやらざるを得ないというところで、どうしたらいいかと。そういうことで、今、広域的にやれないかなというような検討もしている状況でございまして、そういう意味で、尾鷲の農林業のことを考えたら何とかしないといけないなというふうに思っている次第でございまして、

今後、前向きには検討していきたいなと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） これは先ほど1回目も申し上げましたけども、平成21年10月1日から住宅の貸し担保履行法。この住宅貸し担保履行法というのは、住宅供給業者に保証金の供託か、あるいはまた事故があったときの保険への加入を義務づけているんですよね。保険に加入する場合は、今度は保険をかけてもらう保険法人の方が、木材に対してJAS規格に適合したものの、乾燥の含水率がクリアしておる、あるいは規格が何ミリの単位までぴしっとしとるとか、こういうJAS規格に適合したものの、もしくはそれと同等以上といった条件を課すということがもう予想されてきておると。これはユーザーのお客様の方からそういう厳しい品質条件が来とるもんですから、こういう状況になってきておるんだと思うんですよ。そういうことをきちっと見据えて判断しないと、私は幾ら支援してほしいという話は聞いておりません。しかし、先ほど市長は補助メニューがない、そうなってくると単費かと、こういう話ですね。じゃ、単費だったらどこまでいけるのかという、この話し合いのテーブルに着いて、ないものはないというのであれば、それはそれでいいんですけど、やはりそういう具体的な話し合いが持たれて、尾鷲産材の今後の産地間とする競争に生き残る一つのJAS規格に適合したもののという住宅貸し担保履行法という部分は考えなければいけないなと思うんです。真剣にひとつ検討をお願いしたいと思いますが、再度、市長の心づもりをお聞きします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 尾鷲市の林業の振興ということ考えた場合には、この高温乾燥機というものは非常に重要だということは十分認識しておりますので、また各担当課を含めて、木協さんを始め各関係機関と十分な話し合いを改めて持ちたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） この件については、三重県においても尾鷲の基幹産業とか地場産業という1次産業の大きな一つの問題でもありますから、三重県としてもこれをほっておくということはないと思うんですけども、まあまあそういうことで、私は今おっしゃったように真剣にとらえていただきたいなと、こう思います。

次に移ります。学校の耐震化に関するPFIについてであります。市長も先

ほど9月の新聞で知ったと、こういうことでございますから、早くやりたいが現実では難しいというお話でございました。確かに文科省がこういうPFIについてマニュアルまで出してきたというのは、あくまでも財政難に苦しむ地方自治体の財政難の上からこの耐震が進んでいないということも見とるんですよね。かといって100%国が出しますというわけにいかないということで、四川の地震以来、2分の1から3分の2という補助率になったわけでありまして、例えば三重県の四日市、これも市長は新聞で読まれておると思いますが、私は私の違う新聞で確認しておりますので、実際に三重県の四日市市の小中学校4校で耐震化・老朽化対策工事にPFIを導入したと。それによって、従来手法に比べて市の財政支出を約30%、額にして18億300万円縮減できたと、こういうお話です。これも市長は新聞を通してご存じやと思います。こういったことから、あとPFI手法で自治体の年ごとの財政支出の不均衡をなくして平準化できることも大きな魅力だと、こういうことも市長はさっき答弁でされておりました。ただ、1カ所じゃなくて四日市のように4校という形ですよね。このPFIのマニュアルにはCD-ROMがついておったと思うんです。教育委員会をご存じですよ。7月から検討マニュアルを配布したということなんです。7月に来ましたか。後でお尋ねします。マニュアルにはPFIの事業効果を検証するVFM、バリュー・フォー・マネーという簡易に算出するシートの入ったCD-ROMが添付されていると、こういうことでもあります。自治体の担当者は、マニュアルの本に従って同シートに事業費の概算値などの数値を入力するだけで、自動的にVFMが算出されて簡単にPFI導入の効果などを探ることができると、こういう内容のものなんです。これは全国都道府県あるいは全国の自治体に来ていると思うんですがね。教育委員会、どうですか。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） 7月配布予定ということでありますが、手元にありますのは11月の末に来ております。議員おっしゃるようにCD-ROMもついておりますので、ちゃんと届いております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ちょっと違ったことで、VFM、バリュー・フォー・マネー、この簡易算出シートが入っていましたか。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（吉澤壽朗君） まだ細部にわたって点検していませんので、

確認はしていないんですけども。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 市長、原課はそういうお話ですから、今、鋭意耐震調査をやられておるわけですね。その結果が出て、時間の問題もあるかもしれませんが、財政が逼迫しているというのは市長も常々おっしゃってみえますからね。ぜひ教育委員会もそれを早急に確認していただいて、もし市長、その耐震結果が出て、V F Mの簡易算出シートというのはあると聞いていますので、もし教育委員会に届いてなかったら三重県の方に確認していただければいいと思うので、それでP F Iの効果を探ることはできると言っているんです。だから、ぜひやっていただきたいと思いますが。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（田中稔昭君） 今の議員のお話について、教育委員会で検討した部分だけお話しさせていただきます。実はP F Iにつきましては、今回、改めて私ども事務局の方で検討しましたところ、19年度に既にP F I、四日市の件が情報として入ってございましたので、その時点でまず検討してございます。四日市の場合、先ほど市長が申しましたように、実際には事業実施までに3年半を要していると。その中身は、結構いろんな手続が要るわけです。今回、多分、国が一つの一手法として、議員おっしゃったように一つは安く上がるということですね。経費の問題があります。ある程度固めて民間に委託することによって少し経費を安くするというのと、金利、長期の起債の部分を20年、30年というスパンで返していくという、そこが魅力なんですね。ところが一番のネックは、今回の文科省のマニュアルが来る前にも情報が流れているわけですけども、それでいきますと、3年半というのについては短くできると。でも、やっぱり2年ぐらいかかるという情報が既に入ってございまして、だから、手続的には簡単になったと言うけれども、現実にはなかなか時間がかかるんだということを我々は認識しておるわけです。その意味で、市長がおっしゃったように、やはりまだ現実にはちょっと難しいのかなというところをしております。ただ、正確に届いたのは最近です。さらに検討して、これが使えるということになったら、また再検討したいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 市長、今の教育長のお答えでよろしいか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 教育長の言うとおりで、とにかく民間の資金を利用させてもらってできるものですから、財政負担ということを考えたら、これが使えれば非常にありがたい制度でございますので、今の教育長の考えのとおりでございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 節約するにはやっぱり時間がかかるんですよ。例えばどこかへ行くにしても、ガソリン代を節約して歩けば時間がかかるし、スピードをもっていこうと飛行機で飛べばそれだけのお金もかかるしということなんですよ。ただ、耐震されていない校舎に児童・生徒が入っているというところの部分が一番気になりますけども、そういう観点でお話しさせていただきました。

もう一個、茨城の水戸市立の中学校ですが、ここは4階建ての鉄筋コンクリートづくりなんです。そこを耐震補強しようと思えば、鉄骨のブレース、パツ印で筋かいみたいなやつ、これが32カ所設置する必要があったと。ところが、教室内の圧迫感や風通し、あるいは採光、光の取り入れ、こういうことに悪影響が出るおそれがあったので、この見通しとしては、着目したのは建物の荷重軽減ですね。4階部分を全部取り払って荷重を軽くしたと。取り払って、そして鉄骨のブレースは32カ所から10カ所に減ったということですね。そして、取り払った費用、それから新たに屋根をつけた費用、こういったことを加味しても6,000万円の節約効果があったと、生徒の教育環境を損なうこともなかったと、こういうふうな報道記事なんです。一つの考え方ですよ。今からどんどん尾鷲の人口がふえて、児童・生徒もどんどんふえてくるという可能性でしたら、こんな取っ払うということはできませんけど、これは一つの手法の考え方として示しておきましたが、市長の感想をお聞きします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 非常に財政が逼迫している状況でございますので、少しでも安く済めば、それにこしたことはありませんので、今、與谷議員が言われたように、各地のいい見本を参考にしながら進めていきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 最後になりますが、ぜひともPFIの関係については、一遍19年に検討されたというものの、その当時、CD-ROMで簡易算出するようなマニュアルはなかったと思うんです。それも活用されればと思います。それだけ申し上げて終わります。ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、15日月曜日午前10時

より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時16分〕